

## 【表紙】

【発行登録追補書類番号】	8 - 近畿 1 - 1
【提出書類】	発行登録追補書類
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2026年 7 月 8 日
【会社名】	サントリーホールディングス株式会社
【英訳名】	Suntory Holdings Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鳥井 信宏
【本店の所在の場所】	大阪市北区堂島浜二丁目 1 番40号
【電話番号】	0 6 ( 6 3 4 6 ) 1 6 8 2
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営管理本部長 西川 平
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区堂島浜二丁目 1 番40号
【電話番号】	0 6 ( 6 3 4 6 ) 1 6 8 2
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営管理本部長 西川 平
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【今回の募集金額】	第15回無担保社債（5年債） 21,000百万円 第16回無担保社債（5年変動利付債） 9,000百万円 計 30,000百万円

## 【発行登録書の内容】

提出日	2026年 3 月24日
効力発生日	2026年 4 月 1 日
有効期限	2028年 3 月31日
発行登録番号	8 - 近畿 1
発行予定額又は発行残高の上限（円）	発行予定額 300,000百万円

## 【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）
-	-	-	-	-
実績合計額（円）		なし (なし)	減額総額（円）	なし

(注) 実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは、発行価額の総額の合計額）に基づき算出しております。

【残額】（発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額） 300,000百万円  
(300,000百万円)

(注) 残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは、発行価額の総額の合計額）に基づき算出しております。

(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項はありません。

【残高】（発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額） - 円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 サントリー ワールド ヘッドクォーターズ  
(東京都港区台場二丁目 3 番 3 号)

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行社債（短期社債を除く。）（5年債）】

銘柄	サントリーホールディングス株式会社第15回無担保社債（社債間限定同順位特約付）
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額（円）	金21,000百万円
各社債の金額（円）	金1億円
発行価額の総額（円）	金21,000百万円
発行価格（円）	各社債の金額100円につき金100円
利率（％）	年2.288％
利払日	毎年1月31日及び7月31日
利息支払の方法	<p>1．利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から本社債を償還すべき日（以下償還期日という。）までこれをつけ、2027年1月31日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年1月31日及び7月31日に各々その日までの前半か年分を支払う。ただし、半か年に満たない利息を支払うときは、その半か年の日割でこれを計算する。</p> <p>(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 償還期日後は利息をつけない。</p> <p>2．利息の支払場所</p> <p>別記「（注）11．元利金の支払」記載のとおり。</p>
償還期限	2031年7月31日
償還の方法	<p>1．償還金額</p> <p>各社債の金額100円につき金100円</p> <p>2．償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、2031年7月31日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 償還期日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、法令または別記「振替機関」欄に定める振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に別途定められる場合を除き、いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3．償還元金の支払場所</p> <p>別記「（注）11．元利金の支払」記載のとおり。</p>
募集の方法	一般募集
申込証拠金（円）	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	2026年7月8日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	2026年7月31日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町7番1号
担保	本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約（担保提供制限）	当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本社債発行後、当社が国内で既に発行した、または国内で今後発行する他の無担保社債（本社債と同時に発行する第16回無担保社債（社債間限定同順位特約付）を含む。ただし、別記「財務上の特約（その他の条項）」欄で定義する担付切替条項が特約されている無担保社債を除く。）のために担保権を設定する場合には、本社債のためにも担保付社債信託法に基づき同順位の担保権を設定する。この場合、社債権者集会の決議は要しないものとする。

財務上の特約（その他の条項）	<p>本社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。担付切換条項とは、純資産額維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約または当社が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。</p>
----------------	--

（注）1．信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

本社債について、当社は株式会社日本格付研究所（以下「JCR」という。）からAA（ダブルA）の信用格付を2026年7月8日付で取得している。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ（<https://www.jcr.co.jp/>）の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」（<https://www.jcr.co.jp/release/>）に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

JCR：電話番号03-3544-7013

2．振替社債

(1) 本社債は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受け、別記「振替機関」欄に定める振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとする。

(2) 社債等振替法に従い本社債の社債権者が社債券の発行を請求することができる場合を除き、本社債にかかる社債券は発行されない。

3．社債管理者の不設置

本社債には会社法第702条ただし書に基づき、社債管理者は設置されておらず、社債権者は自ら本社債を管理し、または債権の実現を保全するために必要な一切の行為を行う。

4．財務代理人ならびに発行代理人及び支払代理人

(1) 当社は、株式会社三井住友銀行を財務代理人として本社債の事務を委託する。

(2) 本社債にかかる発行代理人業務及び支払代理人業務は、財務代理人が行う。

(3) 財務代理人は、社債権者に対していかなる義務または責任も負わず、また社債権者との間にいかなる代理関係または信託関係も有していない。

(4) 財務代理人を変更する場合には、当社は事前に本（注）6．に定める方法により社債権者に通知する。

5．期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には、本社債について期限の利益を喪失する。

(1) 当社が別記「償還の方法」欄第2項第(1)号の規定に違背したとき。

(2) 当社が別記「利息支払の方法」欄第1項第(1)号の規定に違背し、5銀行営業日を経過してもこれを履行または解消することができないとき。

(3) 当社が別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄の規定に違背したとき。

(4) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。

(5) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、もしくは当社以外の社債またはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が5億円を超えない場合は、この限りではない。

(6) 当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立をし、または取締役会において解散（合併の場合を除く。）の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。

(7) 当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。

## 6．公告の方法

- (1) 本社債に関し社債権者に対し通知する場合の公告は、法令に別段の定めがあるときを除き、当社定款所定の新聞紙ならびに東京都及び大阪市において発行する各1種以上の新聞紙によりこれを行う。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。
- (2) 当社が定款の変更により、公告の方法を電子公告とした場合は、法令に別段の定めがあるものを除き、電子公告によりこれを行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、当社の定款所定の新聞紙ならびに東京都及び大阪市において発行する各1種以上の新聞紙（ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。）に掲載することによりこれを行う。

## 7．社債要項の公示

当社は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

## 8．社債要項の変更

- (1) 本社債の社債要項に定められた事項（ただし、本（注）4．(1)に定める事項を除く。）の変更は、法令に定めがあるときを除き、社債権者集会の決議を要するものとし、さらに当該決議にかかる裁判所の認可を必要とする。
- (2) 前号の社債権者集会の決議は、本社債の社債要項と一体をなすものとする。

## 9．社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債及び本社債と同一の種類（会社法第681条第1号に定める種類をいう。）の社債（以下本種類の社債と総称する。）の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を公告する。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は、大阪市においてこれを行う。
- (3) 本種類の社債総額（償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、当社に対し、本種類の社債に関する社債等振替法第86条第3項に定める書面を提示したうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を提出して社債権者集会の招集を請求することができる。

## 10．費用の負担

以下に定める費用は当社の負担とする。

- (1) 本（注）6．に定める公告に関する費用
- (2) 本（注）9．に定める社債権者集会に関する費用

## 11．元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄に定める振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って支払われる。

## 2【社債の引受け及び社債管理の委託（5年債）】

## (1)【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	8,400	1．引受人は本社債の全額につき共同して買取引受を行う。 2．本社債の引受手数料は総額5,725万円とする。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	6,300	
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	2,100	
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	2,100	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	2,100	
計	-	21,000	-

## (2)【社債管理の委託】

該当事項はありません。

## 3【新規発行社債（短期社債を除く。）（5年変動利付債）】

銘柄	サントリーホールディングス株式会社第16回無担保社債（社債間限定同順位特約付）
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額（円）	金9,000百万円
各社債の金額（円）	金1億円
発行価額の総額（円）	金9,000百万円
発行価格（円）	各社債の金額100円につき金100円
利率（％）	利率決定日（別記「利息支払の方法」欄第1項第(2)号に定義する。）におけるTONA（日次累積複利レート）（別記「利息支払の方法」欄第1項第(2)号に定義する。）に0.28%を加えた値（ただし、かかる利率が0%を下回る場合は、0%とする。）
利払日	毎年1月31日、4月30日、7月31日及び10月31日
利息支払の方法	<p>1. 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 利息支払の方法</p> <p>本社債の利息は、払込期日（当日を含む。）から本社債を償還すべき日（以下償還期日という。）（当日を含まない。）までこれをつけ、2026年10月31日を第1回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年1月31日、4月30日、7月31日及び10月31日（以下利息支払期日という。）に各々その日までの分を支払う。</p> <p>利息支払期日が銀行休業日にあたる時は、前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>各利息計算期間（下記に定義する。）に関し、各本社債の社債権者（以下本社債権者という。）へ支払われる利息額は、口座管理機関（別記「振替機関」欄に定める振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則（以下業務規程等という。）に定める口座管理機関をいう。）における各本社債権者の口座ごとの各社債の金額の総額に一通貨あたりの利子額を乗じて計算し、円位未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。一通貨あたりの利子額は、業務規程等に従い、1円に別記「利率」欄の規定に基づき決定される利率を乗じて得られる金額に、当該利息計算期間の実日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより、これを計算する。なお、小数点以下第13位未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。</p> <p>「利息計算期間」とは、各利息支払期日について、当該利息支払期日の直前の利息支払期日（当日を含む。）から当該利息支払期日（当日を含まない。）までの期間をいう。ただし、初回の利息計算期間は、払込期日（当日を含む。）から第1回の利息支払期日（当日を含まない。）までの期間をいう。</p> <p>償還期日後は利息をつけない。</p> <p>(2) 各利息計算期間の適用利率の決定</p> <p>別記「利率」欄の規定に基づき決定される本社債の利率の計算に使用する「TONA（日次累積複利レート）」とは、各金利参照期間（下記に定義する。）に属する各銀行営業日のTONA（下記に定義する。）としてその翌銀行営業日において日本銀行（またはそのレートの管理を承継するその他の者）が提供または公表する確報値（平均として公表されている値。以下確報値という。）を参照する手法を用いて算出される当該金利参照期間におけるTONAの日次累積複利（金利参照期間に属する各銀行休業日についてはその前銀行営業日のTONAの確報値を複利計算せずに適用する。）の値を、当該金利参照期間に含まれる暦日数で除し、365を乗じて計算される利率（小数点以下第6位を四捨五入する。）をいう。別記「利率」欄の規定に基づき決定される本社債の利率は各利率決定日（下記に定義する。）に当社がこれを決定する。</p> <p>「金利参照期間」とは、各利息計算期間について、当該利息計算期間の初日の10銀行営業日前の日（同日を含む。）から当該利息計算期間の利息支払期日の10銀行営業日前の日（同日を含まない。）までの期間をいう。</p> <p>「利率決定日」とは、各利息計算期間について、当該利息計算期間の利息支払期日の10銀行営業日前の日をいう。</p> <p>「TONA」とは、無担保コールオーバーナイト（O/N）物レートをいう。</p>

	<p>各利率決定日において、当該利率決定日に対応する金利参照期間に属する各銀行営業日について、TONAの確報値が日本銀行（またはそのレートの管理を承継するその他の者）によって提供または公表されていない場合には、推奨代替レート（下記に定義する。）が存在する場合には本号の規定に基づく通知を行ったうえでこれを参照し、推奨代替レートが存在しない場合及び推奨代替レートは存在するものの本号の規定に基づく通知が通知期日までに間に合わない場合には、当該利率決定日時点で提供または公表されている当該銀行営業日の直前の銀行営業日のTONAの確報値を本号において、当該銀行営業日のTONAとみなす。当社は、本号の規定に従い推奨代替レートを参照する場合、その時点における市場慣行を考慮のうえ、本社債の社債要項に定める規定（利息の日割計算もしくは営業日調整に関する規定、または営業日、利率決定日もしくはTONA（日次累積複利レート）の定義を含むが、これらに限られない。）について、推奨代替レートによるTONA（日次累積複利レート）の代替を反映するために合理的に必要なかつ適切と判断する変更を行うこと、及びこれに関連する一切の行為ができるものとし、本社債権者はこれらに予め同意する。</p> <p>「推奨代替レート」とは、関連当局等（下記に定義する。）によって、TONAの代替レートとして承認または推奨されるレート（あらゆるスプレッドまたは調整を含む。）をいう。</p> <p>「関連当局等」とは、以下の（ ）または（ ）をいう。</p> <p>（ ）日本の中央銀行、財務当局、または金融当局</p> <p>（ ）日本の中央銀行、財務当局、または金融当局が公式に承認する、主催するもしくは運営事務を司る、もしくはその要請により設立される会議体（作業部会、委員会及び勉強会を含む。）</p> <p>当社は、本号の規定に従い推奨代替レートを参照する場合、その旨及び本社債の社債要項に定める規定の変更内容を、当該利率決定日の前銀行営業日までに本社債権者及び別記「（注）4．財務代理人ならびに発行代理人及び支払代理人」に定める財務代理人に対し通知する。</p> <p>当社は、財務代理人に本号及び に定める利率確認事務を委託し、財務代理人は利率決定日に当該利率を確認する。なお、当該利率の計算は、利率決定日翌営業日以降は確定的であり拘束力を有するものとし、本社債権者はかかる計算に対し異議を述べない。</p> <p>当社及び財務代理人はその本店において、各利率決定日から5銀行営業日以内（利率決定日を含む。）に、上記により決定された本社債の利率を、その営業時間中、一般の閲覧に供する。</p> <p>2．利息の支払場所 別記「（注）11．元利金の支払」記載のとおり。</p>
償還期限	2031年7月31日
償還の方法	<p>1．償還金額 各社債の金額100円につき金100円</p> <p>2．償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、2031年7月31日にその総額を償還する。 (2) 償還期日が銀行休業日にあたるときは、前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、法令または業務規程等に別途定められる場合を除き、いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3．償還元金の支払場所 別記「（注）11．元利金の支払」記載のとおり。</p>
募集の方法	一般募集
申込証拠金（円）	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	2026年7月8日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	2026年7月31日

振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町7番1号
担保	本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約（担保提供制限）	当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本社債発行後、当社が国内で既に発行した、または国内で今後発行する他の無担保社債（本社債と同時に発行する第15回無担保社債（社債間限定同順位特約付）を含む。ただし、別記「財務上の特約（その他の条項）」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。）のために担保権を設定する場合には、本社債のためにも担保付社債信託法に基づき同順位の担保権を設定する。この場合、社債権者集会の決議は要しないものとする。
財務上の特約（その他の条項）	本社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。担付切換条項とは、純資産額維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約または当社が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。

（注）1．信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

本社債について、当社は株式会社日本格付研究所（以下「JCR」という。）からAA（ダブルA）の信用格付を2026年7月8日付で取得している。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関するJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ（<https://www.jcr.co.jp/>）の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」（<https://www.jcr.co.jp/release/>）に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

JCR：電話番号03-3544-7013

## 2．振替社債

(1) 本社債は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受け、業務規程等に従って取り扱われるものとする。

(2) 社債等振替法に従い本社債権者が社債券の発行を請求することができる場合を除き、本社債にかかる社債券は発行されない。

## 3．社債管理者の不設置

本社債には会社法第702条ただし書に基づき、社債管理者は設置されておらず、本社債権者は自ら本社債を管理し、または債権の実現を保全するために必要な一切の行為を行う。

## 4．財務代理人ならびに発行代理人及び支払代理人

(1) 当社は、株式会社三井住友銀行を財務代理人として本社債の事務を委託する。

(2) 本社債にかかる発行代理人業務及び支払代理人業務は、財務代理人が行う。

(3) 財務代理人は、本社債権者に対していかなる義務または責任も負わず、また本社債権者との間にいかなる代理関係または信託関係も有していない。

(4) 財務代理人を変更する場合には、当社は事前に本（注）6．に定める方法により本社債権者に通知する。

## 5．期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には、本社債について期限の利益を喪失する。

(1) 当社が別記「償還の方法」欄第2項第(1)号の規定に違背したとき。

(2) 当社が別記「利息支払の方法」欄第1項第(1)号の規定に違背し、5銀行営業日を経過してもこれを履行または解消することができないとき。

(3) 当社が別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄の規定に違背したとき。

(4) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。

(5) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、もしくは当社以外の社債またはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行

をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が5億円を超えない場合は、この限りではない。

- (6) 当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立をし、または取締役会において解散(合併の場合を除く。)の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。
- (7) 当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。

#### 6. 公告の方法

- (1) 本社債に関し本社債権者に対し通知する場合の公告は、法令に別段の定めがあるときを除き、当社定款所定の新聞紙ならびに東京都及び大阪市において発行する各1種以上の新聞紙によりこれを行う。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。
- (2) 当社が定款の変更により、公告の方法を電子公告とした場合は、法令に別段の定めがあるものを除き、電子公告によりこれを行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、当社の定款所定の新聞紙ならびに東京都及び大阪市において発行する各1種以上の新聞紙(ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。)に掲載することによりこれを行う。

#### 7. 社債要項の公示

当社は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

#### 8. 社債要項の変更

- (1) 本社債の社債要項に定められた事項(ただし、本(注)4.(1)に定める事項を除く。)の変更は、法令に定めがあるときを除き、社債権者集会の決議を要するものとし、さらに当該決議にかかる裁判所の認可を必要とする。
- (2) 前号の社債権者集会の決議は、本社債の社債要項と一体をなすものとする。

#### 9. 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債及び本社債と同一の種類(会社法第681条第1号に定める種類をいう。)の社債(以下本種類の社債と総称する。)の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を公告する。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は、大阪市においてこれを行う。
- (3) 本種類の社債総額(償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上に当たる本種類の社債を有する社債権者は、当社に対し、本種類の社債に関する社債等振替法第86条第3項に定める書面を提示したうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を提出して社債権者集会の招集を請求することができる。

#### 10. 費用の負担

以下に定める費用は当社の負担とする。

- (1) 本(注)6.に定める公告に関する費用
- (2) 本(注)9.に定める社債権者集会に関する費用

#### 11. 元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法及び業務規程等に従って支払われる。

**4【社債の引受け及び社債管理の委託(5年変動利付債)】****(1)【社債の引受け】**

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	3,600	1. 引受人は本社債の全額につき共同して買取引受を行う。 2. 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金27.5銭とする。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	2,700	
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	900	
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	900	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	900	
計	-	9,000	-

**(2)【社債管理の委託】**

該当事項はありません。

**5【新規発行による手取金の使途】****(1)【新規発行による手取金の額】**

払込金額の総額(百万円)	発行諸費用の概算額(百万円)	差引手取概算額(百万円)
30,000	103	29,897

(注) 上記の金額は第15回無担保社債(社債間限定同順位特約付)及び第16回無担保社債(社債間限定同順位特約付)の合計額です。

**(2)【手取金の使途】**

上記の差引手取概算額29,897百万円は、払込期日に、全額を第一三共ヘルスケア株式会社の株式取得に伴う資金調達により生じた短期社債の償還資金(手元資金にて充当した分を含む。)に充当する予定であります。

**第2【売出要項】**

該当事項はありません。

**第3【第三者割当の場合の特記事項】**

該当事項はありません。

**第4【その他の記載事項】**

該当事項はありません。

**第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】**

該当事項はありません。

## 第三部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第17期（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日） 2026年3月23日近畿財務局長に提出

#### 2【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（2026年7月8日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2の規定に基づく臨時報告書を2026年4月15日に近畿財務局長に提出

### 第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後本発行登録追補書類提出日（2026年7月8日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本発行登録追補書類提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。なお、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

### 第3【参照書類を縦覧に供している場所】

サントリーホールディングス株式会社 本店  
（大阪市北区堂島浜二丁目1番40号）  
サントリー ワールド ヘッドクォーターズ  
（東京都港区台場二丁目3番3号）

### 第四部【保証会社等の情報】

該当事項はありません。